



第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

# 定額減税を十分に受けられないと見込まれる市民への調整給付

## 1 事業名

定額減税調整給付事業

## 2 補正予算の理由・内容

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に「給付金・定額減税一体支援枠」が創設され、これらの給付に対応するため、令和5年12月22日に国の予備費使用が閣議決定されました。

これにより、所得税分3万円と個人住民税所得割分1万円とを併せた4万円に減税対象人数を乗じた額の定額減税が行われることとなりましたが、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を調整のうえ給付するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、必要な経費を措置します。

(注) この補正予算は、令和6年1月22日に専決処分したものです。

支給対象者	定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者	
定額減税可能額	所得税分 = 3万円 × 減税対象人数 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数 ※減税対象人数とは：納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）の数	
給付額	(1) + (2)の合算額（合算額を万円単位に切り上げる） (1) 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額 (2) 個人住民税所得割分減税可能額 - 令和6年分個人住民税所得割額	
スケジュール	申請方法	7月中旬に市から確認書発送予定 ⇒ 必要事項記入のうえ要返送
	給付時期	受付後、順次給付
	申請期限	未定

## 3 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額
給付金	対象者数※ 22,000人	946,000千円
事務費	システム改修、郵便料、委託費、機器借上等	59,474千円

※令和4年分所得から対象者数と給付額を試算

## 4 補正予算額 1,005,474千円

〔特定財源〕 国：1,005,474千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

## 5 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



# 低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給

## 1 事業名

低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金給付事業

## 2 補正予算の理由・内容

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に「給付金・定額減税一体支援枠」が創設され、これらの給付に対応するため、令和5年12月22日に国の予備費使用が閣議決定されました。

これにより、物価高騰の影響を受ける低所得世帯の生活を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対応支援給付金を支給します。

(注) この補正予算は、令和6年1月22日に専決処分したものです。

給付類型		対象者	支給額	申請方法等
①	住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5 均等割のみ課税】	令和5年度住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯	10万円/世帯	2月下旬に市から確認書発送 受付後、3月上旬から順次、支給開始
②	低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	令和5年度住民税均等割非課税世帯及び①③の世帯	5万円/児童	※③に対するこども加算については、7月中旬に確認書発送
③	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6 非課税】	新たに令和6年度住民税均等割非課税者のみで構成される世帯	10万円/世帯	7月中旬に市から確認書発送 受付後、2週間程度で支給
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6 均等割のみ課税】	新たに令和6年度住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯	10万円/世帯	

※基準日：①②令和5年12月1日、③未定 申請期限：確認書発送から3箇月程度を予定

## 3 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額
事業費	①【R5 均等割のみ課税】2,600世帯×10万円=260,000千円 ②【こども加算】1,800人×5万円=90,000千円 ③(1)【R6 非課税】650世帯×10万円=65,000千円 (2)【R6 均等割のみ課税】750世帯×10万円=75,000千円	490,000千円
事務費	システム改修、人件費、郵送料、消耗品等	25,273千円
合 計		515,273千円

## 4 補正予算額 515,273千円

〔特定財源〕国：515,273千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

## 5 特記事項

事業完了までに一定期間を要し、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。

〔問合せ〕 福祉部生活福祉課 ☎0480-62-1111 (内線172) ✉seikatsu@city.kazo.lg.jp



■決算見込みを踏まえた歳出予算の減額補正（事業別）

▲ 685,738

A	所属CD B	課名 C	款 D	項 E	目 F	事業名 G	歳出補正額 (千円) H
1	'011000	秘書課	02	01	01	秘書事務事業	▲ 329
2	'101000	政策調整課	02	01	07	公共交通バリアフリー化事業	▲ 31
3	'101000	政策調整課	02	01	07	コミュニティバス運行事業	▲ 31
4	'101000	政策調整課	02	01	07	路線バス・タクシー維持促進事業	▲ 13
5	'101000	政策調整課	02	01	07	鉄道輸送力増強等促進事業	▲ 46
6	'101000	政策調整課	02	01	07	総合振興計画進行管理事業	▲ 93
7	'101000	政策調整課	02	01	07	分権推進事業	▲ 2
8	'101000	政策調整課	02	01	07	企業版ふるさと納税促進事業	▲ 102
9	'101000	政策調整課	02	01	07	水と緑と文化のまちづくり基金事業	▲ 10
10	'101000	政策調整課	02	01	07	政策調整管理事業	▲ 69
11	'101000	政策調整課	02	01	07	公共施設等総合管理計画進行管理事業	▲ 6
12	'101000	政策調整課	02	05	01	統計管理事業	▲ 18
13	'101000	政策調整課	02	05	02	住宅土地統計調査事業	▲ 559
14	'101000	政策調整課	02	05	02	農林業センサス調査事業	▲ 32
15	'102000	市民協働推進課	02	01	07	地域市民活動促進事業	▲ 592
16	'102000	市民協働推進課	02	01	07	協働推進事業	▲ 43
17	'102000	市民協働推進課	02	01	07	夢・未来応援事業	▲ 19
18	'102000	市民協働推進課	02	01	09	自治協力団体活動促進事業	▲ 1,638
19	'104000	業務改善課	02	01	07	行政経営プラン進行管理事業	▲ 15
20	'104000	業務改善課	02	01	07	行財政改革推進事業	▲ 9
21	'105000	財政課	02	01	03	財政管理事業	▲ 1,010
22	'105000	財政課	02	01	05	公共施設等再整備基金事業	▲ 143
23	'105000	財政課	02	01	06	財政調整基金・市債管理基金事業	▲ 265
24	'105000	財政課	08	04	01	土地開発基金事業	▲ 49
25	'106000	管理契約課	02	01	01	施工等管理事業	▲ 29
26	'106000	管理契約課	02	01	05	普通財産管理事業	▲ 59
27	'106000	管理契約課	02	01	05	普通財産活用推進事業	▲ 101
28	'151000	総務課	02	01	05	庁舎維持管理事業	▲ 10,000
29	'152000	職員課	02	01	01	人事管理事業	▲ 4,418
30	'152000	職員課	02	01	01	人材育成事業	▲ 98
31	'154500	市民課	02	03	01	マイナンバーカード交付等事業	▲ 5,447
32	'155000	税務課	02	02	02	市県民税賦課事業	▲ 178
33	'155000	税務課	02	02	02	固定資産税賦課事業	▲ 91
34	'155000	税務課	02	02	02	軽自動車税賦課事業	▲ 244
35	'155000	税務課	02	02	02	税務管理事業	▲ 132
36	'156000	収納課	02	02	02	収納事業	▲ 2,300
37	'201000	環境政策課	02	01	12	環境基本計画進行管理事業	▲ 1
38	'201000	環境政策課	02	01	12	浄化槽転換促進事業	▲ 30,145
39	'201000	環境政策課	02	01	12	公害未然防止事業	▲ 18
40	'201000	環境政策課	02	01	12	ムクドリ対策事業	▲ 9
41	'201000	環境政策課	04	01	02	動物適正飼養事業	▲ 19
42	'202000	資源リサイクル課	04	01	03	清掃活動促進事業	▲ 13
43	'202000	資源リサイクル課	04	01	05	健康ふれあいセンター管理運営事業	▲ 15
44	'202000	資源リサイクル課	04	02	01	加須クリーンセンター管理運営事業	▲ 14
45	'202000	資源リサイクル課	04	02	01	大利根クリーンセンター管理運営事業	▲ 13
46	'202000	資源リサイクル課	04	02	02	ごみ収集事業	▲ 92
47	'202000	資源リサイクル課	04	02	02	加須クリーンセンターごみ処理事業	▲ 78
48	'202000	資源リサイクル課	04	02	03	大利根クリーンセンターし尿処理事業	▲ 16

A	所属CD B	課名 C	款 D	項 E	目 F	事業名 G	歳出補正額 (千円) H
49	'203000	危機管理防災課	09	01	02	消防団活動事業	▲ 2,782
50	'203000	危機管理防災課	09	01	02	消防団特別活動事業	▲ 64
51	'203000	危機管理防災課	09	01	04	大規模水害広域避難対策事業	▲ 535
52	'203000	危機管理防災課	09	01	04	国民保護計画管理事業	▲ 68
53	'203000	危機管理防災課	09	01	04	防災啓発事業	▲ 359
54	'203000	危機管理防災課	09	01	04	震災対策訓練事業	▲ 605
55	'203000	危機管理防災課	09	01	04	地域防災力充実・強化事業	▲ 841
56	'203000	危機管理防災課	09	01	04	防災情報機器管理運営事業	▲ 1,071
57	'203000	危機管理防災課	09	01	04	避難場所整備事業	▲ 265
58	'203000	危機管理防災課	09	01	04	防災管理事業	▲ 70
59	'203000	危機管理防災課	09	01	04	防災倉庫管理事業	▲ 442
60	'203000	危機管理防災課	09	01	04	救命機器管理事業	▲ 40
61	'205000	交通防犯課	02	01	13	交通安全団体活動支援事業	▲ 15
62	'205000	交通防犯課	02	01	13	交通安全施設整備事業	▲ 3
63	'205000	交通防犯課	02	01	14	防犯施設維持管理事業	▲ 1
64	'251000	産業振興課	05	01	01	就業支援事業	▲ 282
65	'251000	産業振興課	05	01	01	勤労者支援事業	▲ 28
66	'251000	産業振興課	07	01	02	企業内人権教育指導者育成事業	▲ 4
67	'251000	産業振興課	07	01	02	にぎわう商店街推進事業	▲ 30
68	'252000	観光振興課	02	01	17	市民平和祭開催事業	▲ 2,984
69	'252000	観光振興課	07	01	03	観光ビジョン進行管理事業	▲ 30
70	'252000	観光振興課	07	01	03	観光資源活用事業	▲ 778
71	'253000	農業振興課	06	01	03	農業振興ビジョン進行管理事業	▲ 21
72	'253000	農業振興課	06	01	03	加須市ライスセンター管理運営事業	▲ 207
73	'253000	農業振興課	06	01	03	経営安定・自給力向上事業	▲ 889
74	'253000	農業振興課	06	01	03	農業公社支援事業	▲ 3,519
75	'253000	農業振興課	06	01	03	担い手育成支援事業	▲ 3,010
76	'253000	農業振興課	06	01	03	市民農園管理運営事業	▲ 3
77	'253000	農業振興課	06	01	05	ほ場等整備推進事業	▲ 17,400
78	'272000	子育て支援課	03	02	01	子育て支援管理事業	▲ 153
79	'272000	子育て支援課	03	02	02	児童手当支給事業	▲ 47,177
80	'272000	子育て支援課	03	02	02	児童扶養手当支給事業	▲ 58,613
81	'272000	子育て支援課	03	02	02	未就学児へのちょこっとおたすけ絆サポート券配布事業	▲ 728
82	'272000	子育て支援課	03	02	04	子どもふれあいの家管理運営事業	▲ 2
83	'272000	子育て支援課	10	05	01	かぞ子ども大学事業	▲ 65
84	'272500	すくすく子育て相談室	04	01	02	予防接種事業	▲ 38,367
85	'273000	こども保育課	03	02	01	民間保育所助成事業	▲ 626
86	'273000	こども保育課	03	02	01	公立放課後児童健全育成事業	▲ 7,749
87	'273000	こども保育課	03	02	01	民間放課後児童健全育成事業	▲ 24,902
88	'273000	こども保育課	03	02	03	公立保育所管理運営事業	▲ 52,379
89	'273000	こども保育課	03	02	03	公立保育所障害児保育事業	▲ 5,490
90	'273000	こども保育課	10	04	01	幼稚園預かり保育事業	▲ 1,800
91	'273000	こども保育課	10	04	01	公立幼稚園管理運営事業	▲ 9,810
92	'301000	地域福祉課	03	01	01	社会福祉協議会助成事業	▲ 12,943
93	'301300	生活福祉課	03	01	01	低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業	▲ 61,053
94	'304000	高齢介護課	03	01	06	敬老祝金支給事業	▲ 2,242
95	'304000	高齢介護課	03	01	06	敬老会助成事業	▲ 209
96	'304000	高齢介護課	03	01	07	老人福祉センター管理運営事業	▲ 147
97	'350500	健康医療推進課	04	01	01	健康づくり推進計画進行管理事業	▲ 80
98	'350500	健康医療推進課	04	01	01	健康づくり管理事業	▲ 10,941

A	所属CD B	課名 C	款 D	項 E	目 F	事業名 G	歳出補正額 (千円) H
99	'350500	健康医療推進課	04	01	02	新型コロナウイルス感染症予防対策事業	▲ 5,028
100	'350500	健康医療推進課	04	01	02	新型コロナウイルスワクチン接種事業	▲ 27,303
101	'350700	いきいき健康長寿課	04	01	02	がん検診事業	▲ 5
102	'350700	いきいき健康長寿課	04	01	02	骨粗しょう症予防事業	▲ 37
103	'350700	いきいき健康長寿課	04	01	02	生活習慣病予防事業	▲ 53
104	'350700	いきいき健康長寿課	04	01	02	成人歯科保健推進事業	▲ 30
105	'350700	いきいき健康長寿課	04	01	02	高齢者予防接種事業	▲ 4,714
106	'350700	いきいき健康長寿課	04	01	04	加須保健センター管理運営事業	▲ 11
107	'351000	国保年金課	03	01	06	後期高齢者医療特別会計繰出事業	▲ 1,500
108	'401000	スーパーシティ推進課	08	04	01	都市計画事務事業	▲ 2
109	'404000	道路公園課	08	02	02	道路維持管理事業	▲ 13,826
110	'404000	道路公園課	08	02	02	街路樹維持管理事業	▲ 2,285
111	'404000	道路公園課	08	02	03	生活道路新設改良事業	▲ 1,155
112	'404000	道路公園課	08	02	04	橋りょう維持改良事業	▲ 12,763
113	'404000	道路公園課	08	04	03	公園維持管理事業	▲ 2,770
114	'405000	治水課	06	01	05	水路維持管理事業	▲ 1,171
115	'405000	治水課	06	01	05	土地改良区管理用排水路整備支援事業	▲ 20
116	'405000	治水課	08	04	07	市街地排水路維持管理事業	▲ 3
117	'405000	治水課	08	04	08	調整池維持管理事業（市街化区域）	▲ 11,440
118	'501000	地域振興課（騎西）	04	01	03	「風の里」環境保全事業	▲ 3
119	'501000	地域振興課（騎西）	07	01	02	騎西ルネサンス推進事業	▲ 1,140
120	'551000	地域振興課（北川辺）	04	01	03	オニバス保護活用事業	▲ 51
121	'604000	農政建設課（大利根）	08	02	03	野中まちづくりプラン整備推進事業	▲ 925
122	'604000	農政建設課（大利根）	08	04	05	野中土地区画整理事業特別会計繰出事業	▲ 3,200
123	'651000	会計課	02	01	17	県収入証紙等売捌事業	▲ 24,705
124	'701000	議会事務局	01	01	01	議員年金対策給付費負担事業	▲ 1,436
125	'751000	教育総務課	10	02	01	小学校施設整備事業	▲ 45,875
126	'801000	学校教育課	10	01	03	学校ICT教育活用事業	▲ 18,176
127	'801000	学校教育課	10	01	03	中学校英語教育推進事業	▲ 438
128	'801000	学校教育課	10	01	03	サイエンススクール事業	▲ 145
129	'801000	学校教育課	10	01	03	通学路安全対策事業	▲ 114
130	'801000	学校教育課	10	02	02	小学校就学援助事業	▲ 11,083
131	'801000	学校教育課	10	03	02	中学校就学援助事業	▲ 9,025
132	'802000	学校給食課	10	06	05	給食センター管理運営事業	▲ 8,197
133	'851000	選挙管理委員会	02	04	01	選挙管理委員会運営事業	▲ 14
134	'851000	選挙管理委員会	02	04	03	県議会議員選挙執行事業	▲ 8,705
135	'851000	選挙管理委員会	02	04	04	市議会議員選挙執行事業	▲ 23,876
136	'851000	選挙管理委員会	02	04	05	県知事選挙執行事業	▲ 13,883
137	'852000	監査委員	02	06	01	監査委員運営事業	▲ 47
138	'853000	公平委員会	02	01	08	公平委員会運営事業	▲ 45
139	'854000	固定資産評価審査委員会	02	02	01	固定資産評価審査委員会運営事業	▲ 63



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

# 公共施設等再整備基金及び財政調整基金の積立

## 1 事業名

- ①公共施設等再整備基金事業
- ②財政調整基金・市債管理基金事業

## 2 補正予算の理由・内容

留保財源（前年度繰越金）や令和5年度決算見込みを踏まえた補正（市税の上振れ、その他減額補正）により生じる財源等を活用して、公共施設等再整備基金及び財政調整基金への積立を行うための経費を措置するものです。

なお、積み立てた基金は、その一部を令和6年度当初予算において活用するとともに、残額については、将来の財政需要へ対応するために活用します。

## 3 補正予算の積算

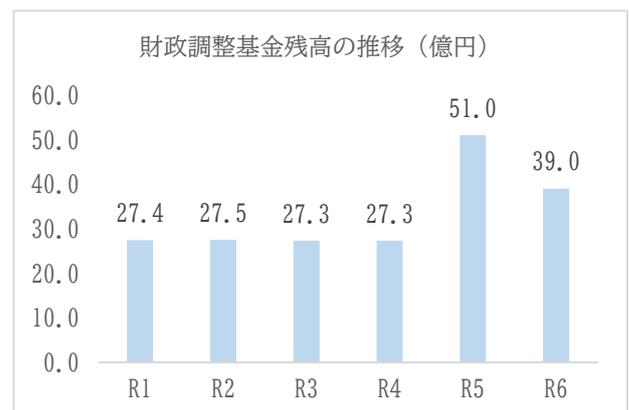
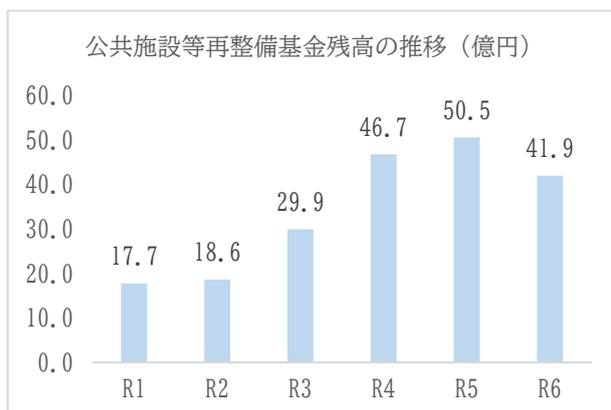
	補正予算額
①公共施設等再整備基金事業（公共施設等再整備基金への積立）	859,997千円
②財政調整基金・市債管理基金事業（財政調整基金への積立）	2,368,003千円
合計	3,228,000千円

## 4 補正予算額

- ①公共施設等再整備基金事業 859,997千円  
〔特定財源〕その他：土地建物等売払収入 10,646千円
- ②財政調整基金・市債管理基金事業 2,368,003千円

## 5 特記事項

<公共施設等再整備基金残高及び財政調整基金残高の推移>



※ 令和6年度当初予算における取崩（繰入金）見込を含む（以下のとおり）。

- ・ 公共施設等再整備基金繰入金 859,997千円
- ・ 財政調整基金繰入金 1,193,299千円



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

# 物価高騰の影響を受ける市内の障がい者相談支援事業所等への市独自の緊急支援（2回目）

## 1 事業名

障がい者福祉管理事業

## 2 補正予算の理由・内容

埼玉県が「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援」として、県が認可する障害福祉サービス事業所の運営継続を支援していますが、市が認可する事業所及び市が実施する地域生活支援事業にかかる障害福祉サービス提供事業所については、県の支援の対象外となることから、令和5年度1回目に引き続き、同施設の運営継続を支援するため、2回目として市が独自に県と同等の財政支援を行うための経費を措置するものです。

## 3 補正予算の積算

### 【訪問系事業所】

施設区分	1事業所あたりの単価	補正予算額
	低圧電力・LPガス 19,800円(1回目6,000円)	
指定特定相談支援事業所	6事業所	118,800円
障がい児(者)生活サポート事業所	2事業所	39,600円
計	8事業所	158,400円

### 【通所系事業所】

施設区分	1事業所あたりの単価	補正予算額
	低圧電力・LPガス 43,300円(1回目22,200円)	
地域活動支援センター	1事業所	43,300円

※補助単価は、令和5年度12月埼玉県障害者福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業と同額

1回目補助単価は、令和5年度5月埼玉県障害者福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業と同額

## 4 補正予算額 **201千円**

〔特定財源〕国：201千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 5 特記事項

1回目の財政支援は、9月補正予算として措置し、既に実施しています。

障がい者福祉管理事業 71千円



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

# 障害者相談支援事業及び障害者就労支援事業に係る消費税の取扱いについて

## 1 事業名

- ①障害者相談支援事業
- ②障害者就労支援事業

## 2 補正の理由・内容

本市ではこれまで、障害者総合支援法に基づき、社会福祉法人に委託して実施する障害者相談支援事業及び障害者就労支援事業について、社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税は非課税として取扱ってきました。

しかしながら、子ども家庭庁支援局、厚生労働省社会・援護局からの事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取り扱い等について」（令和5年10月4日付）が発出され、障害者相談支援事業については消費税の課税対象であること及び委託料に消費税相当額を加えた金額を支払う必要があることが明示されたことにより、課税対象事業であることが判明しました。

これにより、本年度分及び消費税の修正申告が可能な過去5年分（平成30年度から令和4年度）の委託料に対する消費税相当額及び社会福祉法人が修正申告を行うことで生じる延滞税相当額について、委託先である2つの社会福祉法人に支払うため、必要な経費を措置するものです。

## 3 補正予算の積算

	科目	内容	補正予算額
①	委託料	消費税相当額 6,817,867円 延滞税相当額 128,100円 (2事業者)	6,946千円
②		消費税相当額 1,560,693円 延滞税相当額 32,236円 (上記2事業者のうちの1事業者)	1,593千円
合計			8,539千円

## 4 補正予算額 ①+② 8,539千円



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

# 物価高騰の影響を受ける民間子育て支援施設 への市独自の緊急支援（2回目・下半期分）

## 1 事業名

- ①子育て支援センター事業
- ②民間児童館助成事業

## 2 補正予算の理由・内容

埼玉県が「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に対する緊急支援」として、民間保育所及び民間放課後児童健全育成室等の子育て支援施設の運営継続を支援していますが、民間子育て支援センター及び民間児童館については、保育所等と比較して施設数が少なく、また、保育所等の施設内に併設されている場合が多いこと等により県の補助の対象とされていないことから、上半期に引き続き、同施設の運営継続を支援するため、令和5年度2回目（下半期分）として市が独自に県と同等の財政支援を行うための経費を措置するものです。

## 3 補正予算の積算

### ①民間子育て支援センター 5施設

施設区分	定員	定員1人当たりの補助単価			補正予算額
		高圧電力 500円	都市ガス 50円	LPガス 30円	
民間子育て支援センター5施設	15人	4施設	-	3施設	32千円

### ②民間児童館 1施設

施設区分	定員	定員1人当たりの補助単価			補正予算額
		高圧電力 500円	都市ガス 50円	LPガス 30円	
民間児童館 1施設	100人	1施設	-	-	50千円

※補助単価は県補助制度（民間放課後児童クラブ）と同額【①・②共通】

※ガスを使用していない施設及び県補助対象外である低圧電力を使用している施設があるため、所在施設数と補助単価の区分ごとの該当施設数は一致しない。【①】

## 4 補正予算額

- ①子育て支援センター事業 **32千円**  
〔特定財源〕国：32千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ②民間児童館助成事業 **50千円**  
〔特定財源〕国：50千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 5 特記事項

1回目（上半期分）の財政支援は、9月補正予算として措置し、既に実施しています。

- ①子育て支援センター事業 予算額 44千円（民間子育て支援センター 5施設）
- ②民間児童館助成事業 予算額 70千円（民間児童館 1施設）

### [問合せ]

- ①こども局すくすく子育て相談室 ☎0480-62-1111(内線532) ✉sukusuku@city.kazo.lg.jp
- ②こども局子育て支援課 ☎0480-62-1111(内線167) ✉kosodate@city.kazo.lg.jp



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

## 物価高騰の影響を受ける民間の保育所等・ 放課後児童クラブへの緊急支援【2回目(下半期分)】

### 1 事業名

- ①民間保育所助成事業
- ②民間放課後児童健全育成事業

### 2 補正予算の理由・内容

埼玉県が実施する「物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援」として民間保育所等及び民間放課後児童健全育成室の運営継続を支援する補助事業を活用し、上半期に引き続き、同施設の運営継続を支援するため、令和5年度2回目（下半期分）の財政支援を行うための経費を措置するものです。

### 3 補正予算の積算

- ①民間保育所等（全24施設中24施設が補助対象）

施設区分	定員	定員1人当たりの補助単価				補正予算額
		高圧電力	都市ガス	LPガス	食材料費	
		1,700円	160円	90円	2,400円	
民間保育所 14施設	20～180人	9施設	2施設	11施設	14施設	4,901千円
認定こども園 2施設	155～220人	2施設	—	2施設	2施設	1,571千円
認可外保育施設 8施設	11～32人	5施設	2施設	6施設	8施設	558千円
計		16施設	4施設	19施設	24施設	7,030千円

- ②民間放課後児童健全育成室（公設民営・民設民営17施設中11施設が補助対象）

施設区分	定員	定員1人当たりの補助単価			補正予算額
		高圧電力	都市ガス	LPガス	
		500円	50円	30円	
民間放課後児童クラブ 11施設	25～60人	6施設	1施設	7施設	136千円

※補助単価は県補助単価と同額。該当施設数は重複あり。【①・②共通】

※小学校校舎内で運営している民間放課後児童クラブは対象外【②】

※ガスを使用していない施設及び県補助対象外である低圧電力を使用している施設があるため、所在施設数と補助単価の区分ごとの該当施設数は一致しない。【①・②共通】

### 4 補正予算額

- ①民間保育所助成事業 **7,030千円**  
 〔特定財源〕 県：3,515千円 保育所等物価高騰対策給付事業補助金  
 国：3,515千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- ②民間放課後児童健全育成事業 **136千円**  
 〔特定財源〕 県：67千円 放課後児童クラブ物価高騰対策給付事業補助金  
 国：69千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

### 5 特記事項

1回目（上半期分）の財政支援は、9月補正予算として措置し、既に実施しています。

- ①民間保育所助成事業 7,604千円
- ②民間放課後児童健全育成事業 191千円



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

## 民間保育所における保育支援者の配置、ICT化、 新型コロナウイルス感染症対策に要する費用の助成

### 1 事業名

民間保育所助成事業

### 2 補正予算の理由・内容

民間保育所において、地域住民や子育て経験者などの多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減による保育体制の強化や保育士が働きやすい職場環境を整備するため、国、県の補助金を活用し、保育支援者の配置、ICT化の推進、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を助成するものです。

### 4 補正予算の積算

(1) 保育体制強化事業による保育支援者の整備

対象園	補助基準額	助成額 (補正予算額)	負担割合
愛泉幼児園	月額 100 千円 (年額 1,200 千円)	1,200 千円	国 1/2 ※ 県 1/4 市 1/4
加須保育園		1,200 千円	
にしき保育園		1,200 千円	
合 計		3,600 千円	

※ 県による間接補助

(2) 保育所等における ICT 化推進

○補助希望園 加須保育園（負担額 37,480 円）

○補助対象経費 翻訳のための機器の導入

○補助基準額 1箇所：上限 150,000 円（国 1/2、市 1/4、事業者 1/4）

補助対象経費総額	補助基準総額	補助金総額（補正予算額）
37,480 円	37,480 円	28 千円

(3) 感染防止用の物品購入等の補助

○補助希望園 加須保育園

○補助対象経費 緊急時の職員確保に係る費用（緊急雇用に係る費用、割増賃金等）  
感染防止用の物品購入等に必要経費（消毒液等）

○補助基準額 上限 500,000 円（国 1/2、市 1/2）

補助対象経費総額	補助基準総額	補助金総額（補正予算額）
130 千円	130 千円	130 千円

### 5 補正予算額 3,758千円

〔特定財源〕 県：2,700 千円 保育対策総合支援事業費補助金（保育体制強化事業）

国：18 千円 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等 ICT 化推進事業）

国：65 千円 保育対策総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策）



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

## 地域農業の担い手の育成・確保を推進

### 1 事業名

担い手育成支援事業

### 2 補正予算の理由・内容

農業者の大幅な減少が見込まれる中、農業生産が持続的に行われるよう、本市の農業の担い手の育成・確保を推進する必要があります。

そこで、国の担い手確保・経営強化支援事業のうち担い手確保・経営強化支援対策を活用し、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする担い手が、融資をするなどして、必要な農業用機械・施設を導入する際に、県を通して国から交付される補助金を交付するものです。

交付対象者	<p>融資を活用するなどして経営構造の転換・経営発展を図ろうとする次の担い手であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画のうち目標地図に位置付けられたもの（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、市町村が認める者）</li> <li>・人・農地プランに位置付けられた中心経営体（認定農業者、認定就農者、集落営農組織）、事業実施主体が認める者</li> <li>・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者</li> </ul>
支援額等	<p>個々の農業用機械・施設ごとに以下の①～③により算定した額のうち一番低い額</p> <p>①事業費×1/2 ②融資額（機械等の導入に当たって融資を受ける額） ③事業費-融資額-地方公共団体等による助成額</p> <p>農業者ごとの補助金の上限額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：3,000万円</li> <li>・法人以外の者：1,500万円</li> </ul>

### 4 補正予算の積算

	支援予定者 (就農地)	整備内容	事業費	補助金額 (補正予算額)	融資額	自己資金
1	認定農業者 (加須地域)	トラクター、アタッチメント(2種)、フレコンメイト	11,915,860円	5,950,000円	5,950,000円	15,860円
2	認定農業者 (加須地域)	アタッチメント(5種)	9,656,570円	4,810,000円	4,810,000円	36,570円
合計			21,572,430円	10,760,000円	10,760,000円	52,430円

### 5 補正予算額 10,760千円

〔特定財源〕 県：10,760千円 担い手確保・経営強化支援事業費補助金

### 6 特記事項

年度内に完了できないことから、繰越明許を設定します。



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

# 農業創生センター第2駐車場 及び観光案内看板の整備

## 1 事業名

童謡のふる里おとね農業創生センター管理運営事業

## 2 補正予算の理由・内容

農業創生センターの第2駐車場は、現状砂利敷きで凹凸が激しく、雨天時には水溜りができてしまうことから、利用者及び指定管理者から整備の要望が出ています。また、第2駐車場への案内看板が破損しており、利用客を誘導しにくい状況となっています。

このため、利用者の安全性及び利便性の向上を図ることを目的として、第2駐車場の整備及び同駐車場への案内看板の新設や修繕を実施します。

さらに、同センターの敷地内にある観光案内看板がシロアリ被害により腐食していることから、市の観光PRを促進するため、修繕に要する経費を措置します。

なお、指定管理業務に係る協定書に基づき、本市が費用を負担し実施します。

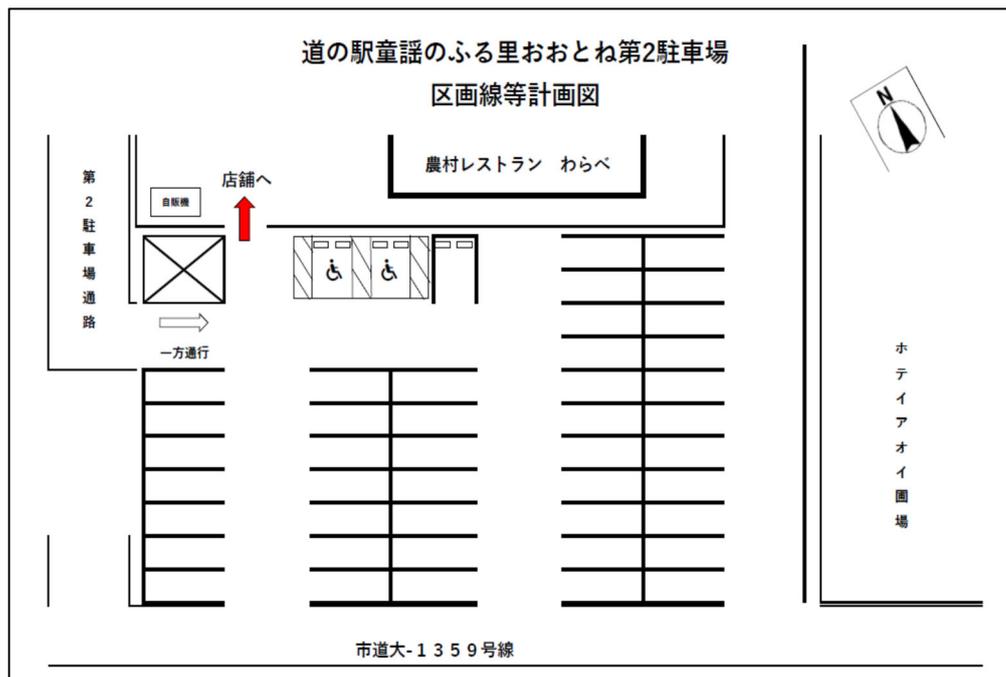
## 3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業創生センター第2駐車場舗装工事</li> <li>駐車場案内看板新設及び修繕工事</li> <li>観光案内看板修繕工事</li> </ul>	8,113千円

## 5 補正予算額 8,113千円

## 6 特記事項

年度内に完了できないことから、繰越明許を設定します。





第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

## 道路整備等の実施

### 1 事業名

生活道路新設改良事業

### 2 補正予算の理由・内容・積算

まちづくりの基盤の一つである道路を適正に維持管理するとともに、通行の安全性と利便性の確保を図るため、緊急を要する道路の整備等を実施します。

【路線数 1 路線】

整備地域 加須地域：1 路線

路 線		整備理由・内容	補正予算額
市道 5490 号線外	川口地内の生活道路	危険な交差点の改良工事の実施	5,000 千円

### 3 補正予算額 5,000千円

### 4 特記事項

工事施工に時間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



## 不登校児童生徒等が学びを継続するための校内環境整備

### 1 事業名

- ①いじめ・不登校対策事業
- ②教育センター運営事業

### 2 補正予算の理由・内容

文部科学省は、全国的に不登校児童生徒が増加している現状を踏まえ、令和5年3月に「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表し、さらに、令和5年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定しました。

速やかにこれらの不登校対策を実施するため、同パッケージを推進する内容が盛り込まれた国の補正予算（第1号）が成立（令和5年11月29日）しました。

本市においても不登校児童生徒数は増加していることから、同パッケージの「不登校児童生徒等の学びの継続事業」を活用し、特に不登校生徒が増加している中学校（8校）に校内教育支援センター※（スペシャルサポートルーム）の設置及び教育支援センターにおいてオンライン授業やタブレット学習を行うために必要な経費を措置するものです。

○不登校児童生徒数の推移

	R3	R4	増減
不登校児童数(小学校)	28人	40人	12人
不登校生徒数(中学校)	111人	165人	54人

※校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）

学校に行くことはできるが、自分のクラスには入れないときや少し気持ちを落ち着かせる時に利用できる部屋。その部屋で児童生徒のペースに合わせて学習のサポートや相談を受ける。

### 3 補正予算の積算

	科目	内 容	補正予算額
①	備品購入費	・ 図書費 29,458円×8校 ・ 連結展示版 58,300円×40枚（5枚×8校） ・ 机 12,100円×40台（5台×8校） ・ 椅子 5,830円×40脚（5脚×8校）	3,286千円
②		・ 液晶テレビ 65,780円×1台 ・ テレビスタンド 89,100円×1台	155千円
合 計			3,441千円

### 4 補正予算額 3,441千円

〔特定財源〕国：1,147千円 不登校児童生徒等の学びの継続事業（1/3）

### 5 特記事項

年度内に完了できないことから、繰越明許を設定します。



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

## 加須南小学校特別支援学級の教室の整備

### 1 事業名

小学校施設整備事業

### 2 補正予算の理由・内容

加須南小学校において、令和6年度の新1年生が特別支援学級（知的）に入級することに伴い、特別支援教室（知的）を新設する必要があることから、授業を円滑に進めるため、校内 LAN の設置に必要な経費を措置するものです。

### 3 補正予算の積算

学校名	内 容	補正予算額
加須南小学校	校内 LAN 設置	3,626 千円

### 4 補正予算額 3,626千円

### 5 特記事項

○校内 LAN 設置工事のスケジュール

時期	実施内容
3月上旬～4月上旬	契約手続き
4月上旬～8月上旬	工事 ※製品の納入期間：3カ月程度
8月上旬	稼働

○製品の納入及び施工に時間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



第11号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算（第9号）

## 全国高等学校女子硬式野球選抜大会 決勝戦の東京ドーム開催を支援

### 1 事業名

女子硬式野球振興事業

### 2 補正予算の理由・内容

第25回記念全国高等学校女子硬式野球選抜大会の決勝戦が第24回大会と同様に東京ドームで開催されます。

市といたしましては、女子硬式野球選抜大会及び「女子野球の聖地」としての加須市の宣伝効果は非常に大きいものがあることから、東京ドーム開催費用の一部支援に必要な経費を措置するものです。

名称	第25回記念全国高等学校女子硬式野球選抜大会決勝戦
開催日	令和6年4月7日（日）
会場	東京ドーム
主催	全国高等学校女子硬式野球連盟 加須市
特別後援	全日本女子野球連盟 読売新聞社 読売巨人軍

### 3 補正予算の積算

女子野球の推進に取り組んでいる加須市から、第24回大会と同様に東京ドーム使用料等に要する経費約400万円程度の内100万円を支援

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
全国高等学校女子硬式野球選抜大会東京ドーム開催負担金	0千円	1,000千円	1,000千円

### 4 補正予算額 1,000千円



第13号議案 令和5年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

# 高齢者保健事業の委託に係る特別会計における 消費税未納分の納税について

## 1 事業名

後期高齢者医療一般管理事業（後期高齢者医療特別会計）

## 2 補正予算の理由・内容

埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）から委託を受けて本市が実施する後期高齢者に係る高齢者保健事業（健康診査）については、特別会計で実施してきました。

令和5年7月、広域連合からの通知により、広域連合から委託を受け特別会計で高齢者保健事業を実施し、かつ、消費税の課税事業所に該当する市町村の場合、委託料収入に係る消費税の申告を要することが確認されました。

本市においても疑義が生じ、今般、税務署に相談したところ、申告漏れがあることが判明したため、平成30年度から令和4年度までの消費税額等の納付に必要な経費を措置するものです。

## 3 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
公課費	消費税額等	2,905千円

## 4 補正予算額 2,905千円

## 5 特記事項

- (1) 令和5年度分の消費税については、決算が終了しておらず、税額が確定しないため、令和6年度に対応します。
- (2) 令和6年度以降の消費税については、後期高齢者医療特別会計から一般会計へ移して実施するため、消費税の申告は不要です。



第17号議案 加須市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

第18号議案 加須市行政組織条例等の一部を改正する条例

## 令和6年度行政組織再編に伴う条例の制定 及び関係条例の一部改正等

### 1 制定・改正の趣旨

いつまでも自分らしく、元気に暮らすことができるよう、健康づくり及びスポーツ活動を一体的に推進するため、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、及び執行することとしたいので、加須市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するものです。

また、そのための効果的な執行体制を構築するため、健康スポーツ部を設置するとともに、関係条例について所要の改正を行います。

### 2 主な制定・改正内容

#### (1) 加須市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を市長が管理し、及び執行することとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、条例を制定するものです。

#### (2) 加須市行政組織条例等の一部を改正する条例

##### ① 加須市行政組織条例の一部改正

ア 健康医療部を廃止し、健康スポーツ部を新設します。

イ 健康スポーツ部の分掌事務に「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」を追加します。

ウ その他令和6年4月1日付けの行政組織再編を実施するにあたり、所要の改正を行います。

##### ② 加須市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正

健康スポーツ部の新設及び健康医療推進課の廃止に伴い、加須市予防接種健康被害調査委員会の庶務を処理する課を次のように改めます。

〔現行〕健康医療部 健康医療推進課 ➡ 〔改正後〕健康スポーツ部 いきいき健康医療課

##### ③ 加須市都市計画審議会条例の一部改正

都市整備部都市計画課の新設に伴い、加須市都市計画審議会の庶務を処理する課を次のように改めます。

〔現行〕都市整備部 スーパーシティ推進課 ➡ 〔改正後〕都市整備部 都市計画課

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 特記事項

条例のほか、行政組織再編に伴い関係規則等を改正します。

## 令和6年度 行政組織再編について

### 1 基本方針

少子化に伴う人口減少・高齢化の進展などの社会情勢の変化、様々な制度改正や行政需要に的確に対応するためには、持続可能で安定的な行政運営が必要です。

令和6年度は現体制を基本にしながら、重要施策の着実な推進と行政サービスの維持・向上に向けて組織を編成します。

### 2 部課数について

	令和5年度	部課数の増減		令和6年度
本庁	14 部局 48 課所室	【廃止】1 部 5 課 ・健康医療部  ・業務改善課 ・市民相談室 ・健康医療推進課 ・いきいき健康長寿課 ・文化・学習センター	【新設】1 部 3 課 ・健康スポーツ部  ・DX推進課 ・いきいき健康医療課 ・都市計画課	14 部局 46 課所室
総合支所	3 支所 6 課	—	—	3 支所 6 課
合計	17 部局支所 54 課所室	2 課減		17 部局支所 52 課所室

### 3 行政組織再編の概要

#### (1) スポーツ振興課を市長部局へ移管

健康づくり及びスポーツ活動を一体的に推進することにより、いつまでも自分らしく、元気に暮らすことができるよう、効果的な執行体制を構築するため、スポーツ振興課を市長部局へ移管し、「健康スポーツ部」を新設の上、同部にスポーツ振興課を設置します。

#### (2) 都市計画課の新設

現在スーパーシティ推進課で所掌している都市計画や土地利用に関する事務に加え、これからの本市のまちづくりを進める上で基本的な方針となる都市計画マスタープラン策定事務を所掌する課として、都市計画課を都市整備部に新設します。

また、スーパーシティ推進課は、かぞ版スーパーシティの実現に向けた取組を推進する専任の課とします。

### (3) DX推進課の新設

ICTやAIをはじめとするデジタル技術を活用した市役所DX（業務・サービスの改革）の視点が今後ますます重要になることを踏まえ、デジタル化への対応を加速させ、更なるDX施策の推進を図るため、業務改善課「DX推進担当」を課として位置付け、DX推進課を新設します。

### (4) 業務改善課「改善推進担当」所掌事務を政策調整課、DX推進課及び職員課へ分散

複雑化、多様化する行財政課題や市民ニーズに対して、限られた人材で対応するには「集中と分散」の考え方に基づく効率的で効果的な組織運営が必要であることから、業務改善課改善推進担当の所掌する事務について、それぞれ関連のある部署において一体的に取り組みます。これにより、業務改善課を廃止します。

#### 【主な再編】

- ① 行政組織に関すること、行財政改革の推進に関すること ➡ 政策調整課へ
- ② 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関すること ➡ DX推進課へ
- ③ 職員の定員に関すること ➡ 職員課へ

### (5) いきいき健康医療課の新設

健康医療推進課及びいきいき健康長寿課で所掌する様々な保健・医療・介護予防施策及び各計画を一体的に推進することにより、今後ますます重要となる健康寿命や「元気な高齢者を増やす」という視点をより意識した施策展開を図るため、両課を統合し、「いきいき健康医療課」を新設します。

### (6) 市民相談室を人権・男女共同参画課へ統合

人権・男女共同参画課が所掌する人権や女性のための相談業務と市民相談室が所掌する消費生活等の相談業務との連携強化を図るため、両課を統合し効率的な組織運営を図ります。

### (7) 文化・学習センターを生涯学習課へ統合

生涯学習課が所掌する市民学習カレッジや地域文化振興などの生涯学習の推進や芸術文化振興と文化・学習センターが所掌する施設管理や自主事業（芸術文化振興）について、ハード及びソフトを一体的に推進することにより、更なる各種事業の充実、効果的な施設運営を行っていくため、両課を統合し連携強化を図ります。

## 4 その他

### (1) 危機管理防災体制の強化に伴う危機管理監の設置

市民の安全を守り、災害に強い安全なまちづくりのため、新たに危機管理に関する事務を専任として所掌する危機管理監を設置し、危機管理体制のより一層の整備・強化を図ります。

### (2) 本庁資源リサイクル課を加須クリーンセンターへ移転

加須クリーンセンターに人員を集約することにより事務効率を向上させるため、資源リサイクル課を加須クリーンセンターへ移転します。

なお、ごみの出し方の説明や集積所の違反ごみの相談といった窓口業務及び自治会対応は、本庁環境政策課に職員を配置し対応に当たります。



第20号議案 加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

# 新たに設置する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の委員の報酬等を定めるための条例の一部改正

## 1 改正の趣旨

令和6年度から「加須市学校運営協議会」を設置することに伴い、当該協議会の委員等に係る報酬の額等を定めます。

<学校運営協議会（コミュニティ・スクール）とは>

「学校運営協議会」とは、「開かれた学校」からさらに一步踏み出し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと一層の推進を図るため、主に次に掲げる役割を担う協議会です。

(主な役割)

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べること
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べること

\*根拠法令「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5第1項  
教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

## 2 主な改正内容

<加須市学校運営協議会委員等の報酬額等の新設>

加須市学校運営協議会委員等の報酬額等を次のように定めます。

区分	報酬額（※）	日額旅費	普通旅費		
			車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
会長	日額 7,600円	1,200円	37円	2,600円	14,400円
委員	日額 6,700円				

※ 委員等が会議に出席した時間が4時間以下の場合は、条例の規定により、「7,600円」→「4,000円」、「6,700円」→「3,000円」となります。

## 3 施行期日

令和6年4月1日

(令和6年4月から小学校3校及び中学校1校をモデル校に指定して取組を先行実施し、当該取組を検証の上、令和7年度から市内全小中学校において学校運営協議会を設置する予定です。)

## 4 特記事項

学校運営協議会に係る経費を令和6年度当初予算において措置します。

○予算額 416千円

科目	積算基礎等	予算額
報酬	(小学校)会長4,000円×3回×1人×3校、委員3,000円×3回×7人×3校 (中学校)会長4,000円×3回×1人×1校、委員3,000円×3回×7人×1校	300千円
旅費	(小学校)1,200円×3回×8人×3校 (中学校)1,200円×3回×8人×1校	116千円



# 会計年度任用職員の処遇改善（給料表及び期末手当の改定、勤勉手当の新設）を図るための条例の一部改正

## 1 改正の趣旨

会計年度任用職員の処遇改善を図るため、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合等を改定するとともに、地方自治法の一部改正（令和5年5月8日公布・令和6年4月1日施行）を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項を定めます。

## 2 主な改正内容

### (1) 給料表の改定

一般職の常勤職員の給料表の改定額に応じて会計年度任用職員の給料表を改定します。

(参考) 一般事務補助員及び保育士の給料月額を時給に換算すると下表のとおり

職種	現 行	改定後	(参考) 県最低賃金
一般事務補助員	1,039 円/1 時間	1,113 円(+74 円)/1 時間	1,028 円/1 時間
保育士	1,124 円/1 時間	1,304 円(+180 円)/1 時間	(R5.10.1 時点)

### (2) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を一般職の常勤職員と同等とし、支給対象要件を見直します。

#### ① 支給割合（令和6年度の期末手当）

		現 行	改定後	(参考) 一般職の常勤職員
期末手当	6 月期	0.725 月	1.225 月 (+0.5 月)	1.225 月
	12 月期	0.725 月	1.225 月 (+0.5 月)	1.225 月
	総支給割合	1.45 月	2.45 月 (+1.0 月)	2.45 月

#### ② 支給対象要件

現 行	改正後
任期 6 箇月以上かつ週 31 時間以上勤務する者	任期 6 箇月以上かつ週 15 時間 30 分以上勤務する者

### (3) 勤勉手当の新設

地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、勤勉手当の支給に関する事項を定めます。

① 勤勉手当の支給対象要件：任期 6 箇月以上かつ週 15 時間 30 分以上勤務する者

② 勤勉手当の支給額：基礎額×期間率×成績率

ア 基礎額：1 箇月当たりの報酬等月額

イ 期間率：基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）以前 6 箇月以内の期間における勤務期間の区分に応じた割合

ウ 成績率：基準成績率（1.025 月（6 月期、12 月期））に勤務成績を反映した割合

#### ③ 支給割合（令和6年度の勤勉手当）

		現 行	改定後	(参考) 一般職の常勤職員
勤勉手当 (基準)	6 月期	なし	1.025 月	1.025 月
	12 月期	なし	1.025 月	1.025 月
	総支給割合	なし	2.05 月	2.05 月

## 3 施行期日

令和6年4月1日

## 4 特記事項

会計年度任用職員に係る予算の増減額+651,019 千円（資料「予算案のポイント」 P.10 参照）

[問合せ] 総務部職員課 ☎0480-62-1111（内線 337） ✉shokuin@city.kazo.lg.jp



# 国民健康保険における給付と負担のバランスを 改善するための条例の一部改正

## 1 改正の趣旨

令和9年度の県内市町村の保険税水準の準統一及び赤字削減・解消という埼玉県の方針を踏まえ、本市の保険税水準を見直すことが求められています。

こうしたことから、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）の均等割額を改めるとともに、「地方税法施行令」の一部改正（令和5年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を改めます。

## 2 主な改正内容

### (1) 基礎課税額の均等割額の改定

基礎課税額（医療給付費分）の均等割額を次のように改めるとともに、当該均等割額の軽減額を改めます。

改定前	改定後	差額
27,700円	32,700円	5,000円

#### ① 基礎課税額（医療給付費分）の均等割額に係る軽減額

軽減割合	改定前		改定後	
	軽減額	軽減後の額	軽減額	軽減後の額
7割軽減	19,390円	8,310円	22,890円	9,810円
5割軽減	13,850円	13,850円	16,350円	16,350円
2割軽減	5,540円	22,160円	6,540円	26,160円

#### ② 未就学児の基礎課税額（医療給付費分）の均等割額に係る軽減額 （上記①の軽減後の額の1/2の額）

軽減割合	改定前	改定後
7割軽減	4,155円	4,905円
5割軽減	6,925円	8,175円
2割軽減	11,080円	13,080円
軽減なし	13,850円	16,350円

### (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の改定

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を次のように改めます。

	改定前	改定後	差額
後期高齢者支援金等課税額	200,000円	220,000円	20,000円

## 3 施行期日

令和6年4月1日



## 第23号議案 加須市手数料条例の一部を改正する条例

## 新たに追加された戸籍に関する事務に係る 手数料を定めるための条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正（令和5年12月6日公布・令和6年3月1日施行）に伴い、手数料を徴収する事務として、戸籍（除籍）に関する事務を新たに追加するとともに、当該事務に係る手数料を定めます。

### 2 主な改正内容

<新規事務に係る手数料の額の追加>

戸籍（除籍）に関する新規事務について、手数料の額を次のとおり定めます。

事務名	手数料の額
戸籍電子証明書提供用識別符号（※1）の発行（※2）	400円
除籍電子証明書提供用識別符号（※1）の発行（※2）	700円
届書等情報（※3）の内容の証明書の交付	350円
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	

※1 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、申請先の行政機関に提示する番号（パスワード）のこと。申請者は申請書とともに番号を行政機関に提示することで、行政機関が戸籍（除籍）電子証明書を確認することができるようになるため、戸籍謄本等の添付が不要となり、オンラインで手続きが可能となります。

※2 マイナポータルを用いて自身で請求・発行する場合又は戸籍謄本等と同時に発行する場合は、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収しません。

※3 届書等情報とは、届書等の書類を画像情報として作成したもののこと。

### 3 施行期日

令和6年3月1日



# 「犯罪被害者等支援条例」の制定

## 1 制定の趣旨

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされており、埼玉県警察本部からは具体的な支援を含めた条例の制定を要請されています。

このようなことから、犯罪被害者等が被害を受けた後において、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

## 2 主な制定内容

条例で制定する主な事項は次のとおりです。

### (1) 基本理念

- ①犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障
- ②被害の状況等に応じた適切な支援
- ③切れ目のない支援

### (2) 市、市民等及び事業者の責務

実施者	主な責務
市	市は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとします。
市民等	市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。
事業者	事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとします。

### (3) 見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。なお、見舞金の支給金額や手続等については、規則で定めます。

【参考】・遺族見舞金：30万円

・傷害見舞金：10万円

## 3 施行期日

令和6年4月1日

## 4 特記事項

見舞金に係る経費を令和6年度当初予算において措置します。

○予算額 400千円

科目	積算基礎等	予算額
犯罪被害者等見舞金	遺族見舞金 @300千円×1件	300千円
	傷害見舞金 @100千円×1件	100千円



# 「介護保険料条例」の一部改正

## 1 改正の趣旨

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は、3年ごとに作成する事業計画に基づき、計画期間中に必要な介護給付費等を推計して算出した額を第1号被保険者全員が所得階層の負担割合に応じて負担するという考え方で算定します。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の介護保険料については、介護報酬改定を含めて算出した介護給付費等を踏まえた上で、介護保険給付費準備基金9億2,200万円（97.9%）を取り崩すことにより、現行の基準額（第5段階）である年額72,370円（月額6,031円）を据え置いたまま、国の示す標準段階及び標準乗率に合わせて改定します。

## 2 主な改正内容

<介護保険料の改定>

原則、現行の介護保険料は据え置くこととし、所得の少ない者（第1段階～第3段階）については、負担割合を引き下げるとともに、所得の多い者については、所得段階区分を10段階から13段階に多段階化し、所得に応じて負担割合を引き上げます。

### ■介護保険料（年額）

所得段階区分	現行	改定後			
	第8期 (R3～R5)	第9期 (R6～R8)	前期との比較	所得の範囲	
第1段階	21,700円	20,620円	↓	生活保護、市民税非課税世帯又は年金80万円以下	
第2段階	36,190円	35,100円	↓	市民税非課税世帯かつ年金80万円超120万円以下	
第3段階	50,660円	49,570円	↓	市民税非課税世帯かつ年金120万円超	
第4段階	65,130円	65,130円	—	市民税本人非課税かつ年金80万円以下	
第5段階	72,370円	72,370円	—	市民税本人非課税かつ年金80万円超	
第6段階	86,840円	86,840円	—	市民税本人課税かつ 合計所得金額 120万円未満	
第7段階	94,080円	94,080円	—		合計所得金額 120万円以上 210万円未満
第8段階	108,560円	108,560円	—		合計所得金額 210万円以上 320万円未満
第9段階	123,030円	123,030円	—		合計所得金額 320万円以上 420万円未満
第10段階	130,270円	137,500円	↑		合計所得金額 420万円以上 520万円未満
第11段階	/	151,980円	↑		合計所得金額 520万円以上 620万円未満
第12段階		166,450円	↑		合計所得金額 620万円以上 720万円未満
第13段階		173,680円	↑	合計所得金額 720万円以上	

## 3 施行期日

令和6年4月1日



第28号議案	加須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第29号議案	加須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第31号議案	加須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第32号議案	加須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

# 介護サービス事業所に係る基準を改めるための関係条例の一部改正

## 1 改正の趣旨

効率的なサービスの提供や高齢者虐待防止の推進等を目的に、介護サービス事業所に係る基準として厚生労働省が定める省令が一部改正（令和6年1月25日公布・令和6年4月1日施行）されたことに伴い、当該省令に準拠して定めている4本の条例について所要の改正を行います。

## 2 主な改正内容

(1) 4本の条例に共通する基準について、次のとおり改めます。

### ア 管理者の兼務範囲

介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理上支障がない場合は、現行の同一敷地内にある他の事業所等に加え、新たに同一敷地内にはない他の事業所等の職務についても管理者が兼務することができるようにします。

### イ 身体的拘束等の適正化の推進

現行の施設・居住系サービスに加え、訪問・通所系サービス等についても、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを新たに義務付けます。

### ウ 重要事項のウェブサイトにおける掲載

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、現行の事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトにも掲載することを新たに義務付けます（1年間の経過措置期間を設けます。）。

(2) 上記の基準のほか、それぞれの条例で定める介護サービス事業所に係る人員及び運営に関する基準を改めます。

## 3 施行期日

令和6年4月1日



## 消防団員に新たに出動報酬を支給するための 条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

令和3年4月13日付け消防庁長官発出の消防団活動の実態に応じた適切な報酬等の支給を求めた「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知に基づき、消防団員の処遇を改善し、地域防災力の確保を図るため、基本団員に支給する報酬として、現在支給している年額報酬に加え、災害（水火災又は地震等の災害）のため出動したときの出動報酬を新たに支給します。

### 2 主な改正内容

〈出動報酬の創設〉

消防団員（基本団員に限る。）が災害のため出動したときは、次のとおり、出動報酬を支給します。

	単位	金額
出動時間（1日につき）	2時間以内の場合	2,000円
	2時間を超え4時間以内の場合	4,000円
	4時間を超える場合	8,000円

※ 出動時間は、1日につき7時間45分以内とします。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

### 4 特記事項

出動報酬に係る当初予算を同時に提案します。（資料ページA-2参照）